令和5年3月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和5年3月に共済事業にかかる不祥事件(意向把握・確認義務違反)が発生しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、また所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和6年3月28日に制定した「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまに対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. 意向把握・確認の徹底について

ペーパーレス手続きでは意向把握・確認を実施しないと契約手続きが進められないことから、意向把握・確認の実施を不可欠とするため、令和5年10月5日契約分より、長期共済契約についてはすべてペーパーレス手続きで契約締結することにしております。

ただし、決裁者がやむを得ないと判断した場合は書面手続きによる契約締結を可能とします。その場合は、契約申込書に書面手続きとした理由を記載し、決裁者が契約者に申込確認を行うことにより、契約者の意向と合致していることの確認を必須とします。

2. 不祥事再発防止にかかる研修の実施について

令和5年に開催した副支店長会議において、不祥事再発防止にかかる研修として、毎 月テーマを設けた研修を実施しました。

4月17日:意向把握・意向確認義務について

5月17日:情報提供義務について

6月15日:コンプライアンス意識の醸成および不祥事事件再発防止向けて

7月14日:契約締結の流れについて

8月17日:適正な推進に向けて徹底いただきたい事項について

9月13日: JA共済の普及推進におけるコンプライアンスの徹底に向けて

3. コンプライアンス研修の実施について

農協を取り巻く現状を考慮しコンプライアンスの重要性を再確認するため、令和5年 12月20日、全職員に対して外部講師によるコンプライアンス研修を実施しました。

以上

湘 南 農 業 協 同 組 合代表理事組合長 増田 定二